

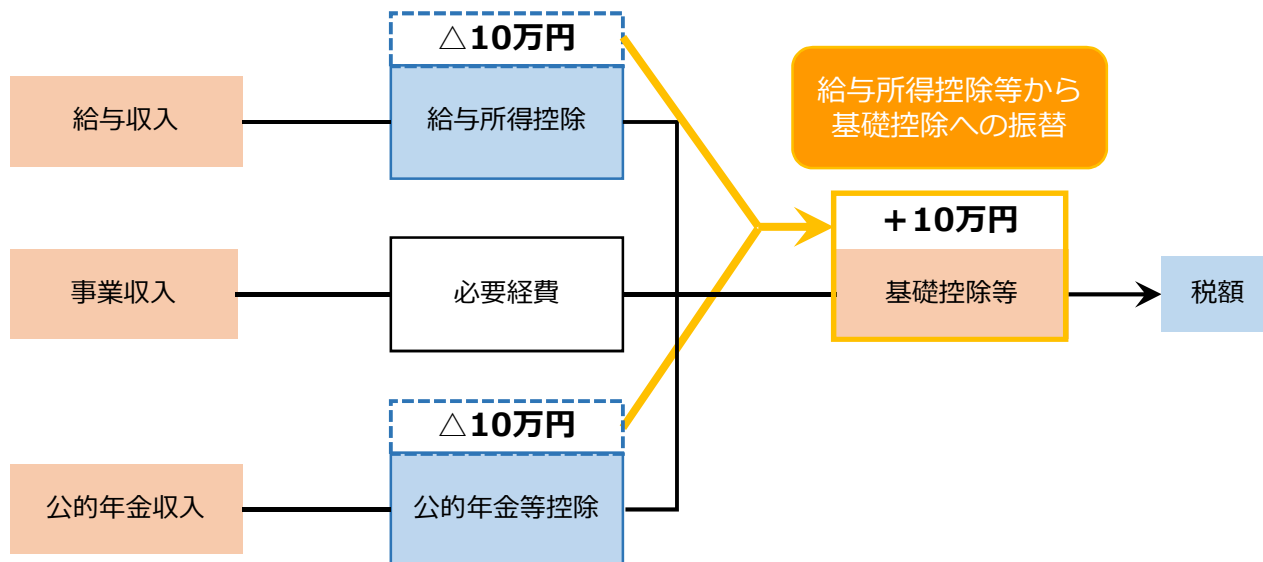
## 令和2年分の確定申告においてご留意いただきたい事項

- 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について・・・1
- 国や地方公共団体から支給された助成金の課税関係・・・・・・・・・・3
- チャットボットによる税務相談について・・・・・・・・・・5
- 副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・7
- マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・8
- 令和2年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・9
- 振替依頼書がオンラインで提出できます・・・・・・・・・・11

# 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

## 1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



## 2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	その収入金額×40%
180万円超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円	その収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円	その収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円	その収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	195万円	220万円

## 3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

## 4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円超える方の控除が廃止されました。

## 5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

## 6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	-
	無し	27万円	-	-

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	-	-	-
	無し	-	-	-

## 7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

## パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

94%の方が役立つ  
と回答

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。



## 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金の課税関係

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の実事関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

### 非課税となるもの

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。
  - ① 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
  - ② 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

### 課税となるもの

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

#### ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金

（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

- ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするのは、支出そのものが必要経費になります。

#### ② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

- ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

#### ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

- ※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの【参考】をご確認ください。

なお、次ページの【参考】に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

【参考】 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

<p style="text-align: center;">非 課 税</p>	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）</li> </ul> <p>【新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナ税特法」といいます。）が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号）</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）</li> </ul> <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> </ul> </li> <li>○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">課 税  (※)</p>	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（事業所得者向け）</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応支援金</li> </ul> <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（給与所得者向け）</li> <li>・ Go Toキャンペーン事業における給付金</li> </ul> <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（雑所得者向け）</li> </ul>

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

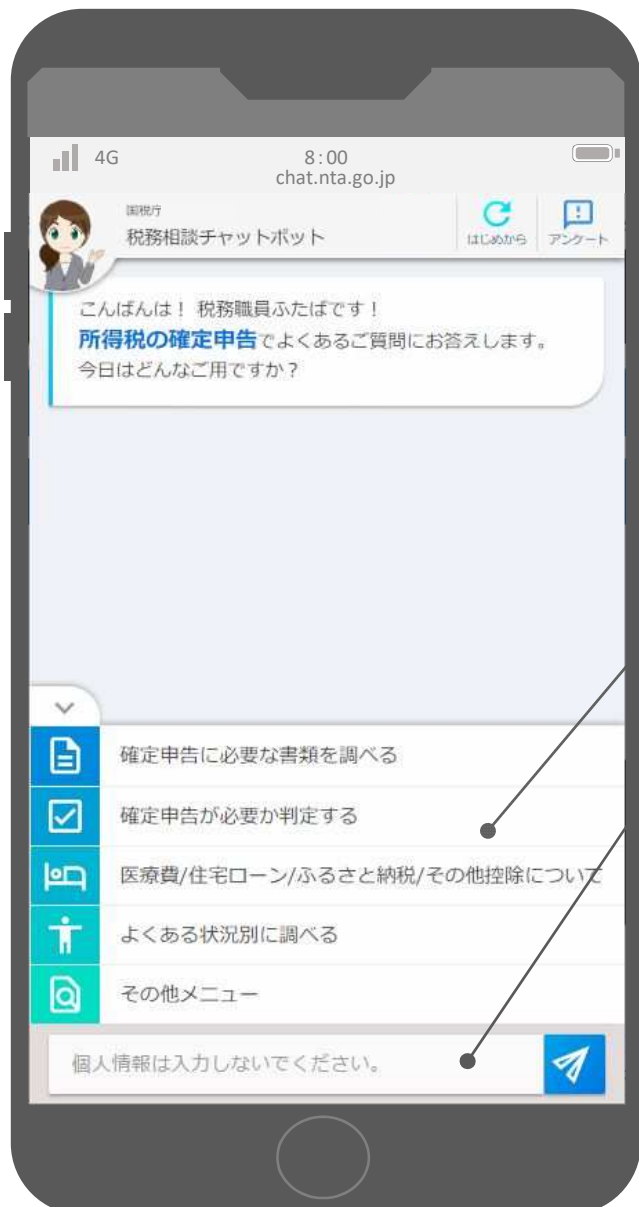
# チャットボットによる 税務相談が始まりました

所得税の確定申告のご相談は、

令和3年1月12日（火）から

## チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。



パソコン、スマートフォン、  
タブレットでご利用できます。

質問の方法は次の2とおり

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

スマホでのご利用  
はこちらから！



国税庁 ふたば



チャットボットは、国税庁ホームページで  
ご利用いただけます。

## 所得税の確定申告の相談範囲

去年は・・・

所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、お問合せが多い次の事項に関する質問にお答えしました。

- ・ 給与や年金の収入、
- ・ 確定申告の手続、
- ・ 医療費控除、住宅ローン控除、寄附金控除などの各種控除 など

今年は・・・

上記に加えて、利用者の方から質問が多かった

- ・ 配当の受取りや株式の売却による収入、
- ・ パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作、
- ・ 初めて確定申告をする方、引っ越しや結婚した場合など、その方の状況に応じたよくある質問 など

にお答えします。



税務職員ふたば



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

## ● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

### ① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

### ② **自家用車などの貸付けによる所得**

### ③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

## ● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

## ● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。



確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。
  - ※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の写しの提出は不要です。
- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。
  - ※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。
  - ① **マイナンバーカード**  
又は
  - ② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード （通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。）
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証
● 身体障害者手帳
● パスポート
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
● 公的医療保険の被保険者証 （写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。）
などのうちいずれか1つ



- 感染症対策の一環で、本年は、**公的年金を受給している方**を主な対象として**2月16日より前から**申告相談をお受けしています。
  - **申告義務のない方**が行う**還付申告**は**5年間**提出することができます。
- (注) 年末調整済の給与所得のみの方で、医療費控除やふるさと納税などによって還付を受ける方が該当します。

## ●令和2年分確定申告の受付期間

所得税等	令和3年2月16日(火) ~ 令和3年3月15日(月)
個人事業者の消費税	令和3年1月4日(月) ~ 令和3年3月31日(水)
贈与税	令和3年2月1日(月) ~ 令和3年3月15日(月)

(注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月21日(日)**と**2月28日(日)**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

## ●令和2年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	小樽・苫小牧 合同会場(旭川中・旭川東)
仙台国税局	青森県	弘前・八戸
	岩手県	盛岡・花巻・一関
	宮城県	塩釜 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南)
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	山形・米沢・鶴岡
関東信越国税局	福島県	福島・会津若松・郡山・いわき・白河・須賀川・相馬・二本松
	茨城県	水戸・日立・土浦
	栃木県	宇都宮・栃木・鹿沼
	群馬県	前橋・高崎・伊勢崎
	埼玉県	東松山・越谷 合同会場(川口・西川口) 合同会場(浦和・大宮)
	新潟県	新潟・新津・巻・三条・新発田・高田・佐渡
	長野県	長野・伊那
東京国税局	千葉県	銚子・市川・木更津・成田・東金
	東京都	大森・町田 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東) 合同会場(四谷・新宿・中野) 合同会場(目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷) 合同会場(東京上野・浅草・小石川・本郷)
	神奈川県	合同会場(横浜中・保土ヶ谷)
	山梨県	山梨
	富山県	富山
金沢国税局	石川県	松任
名古屋国税局	岐阜県	大垣・関・中津川 合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	沼津・三島・島田・富士・磐田・掛川・藤枝・下田 合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	一宮・尾張瀬戸・半田・津島・豊田・西尾・小牧 合同会場(千種・名古屋中・昭和) 合同会場(名古屋東・名古屋北) 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川)
	三重県	津・四日市・伊勢・松阪・桑名・上野・鈴鹿
	滋賀県	彦根・水口
大阪国税局	京都府	東山 合同会場(上京・左京・中京・下京・右京)
	大阪府	港・泉大津・富田林・門真 合同会場(大阪福島・西・浪速・西淀川・東成・東淀川・北・大淀・東・南)
	兵庫県	合同会場(灘・兵庫・長田・須磨・神戸) 姫路・明石・洲本・芦屋・伊丹・加古川・柏原
	奈良県	桜井
	和歌山県	粉河
広島国税局	鳥取県	鳥取・米子
	島根県	松江・出雲
	岡山県	倉敷 合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)
	広島県	福山・府中 合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北・廿日市・海田)
高松国税局	山口県	下関・山口
	徳島県	徳島
	香川県	高松
福岡国税局	愛媛県	新居浜
	福岡県	西福岡・大牟田・田川・八女・筑紫 合同会場(門司・小倉) 合同会場(博多・福岡)
	佐賀県	佐賀
熊本国税局	長崎県	長崎・島原
	熊本県	合同会場(熊本西・熊本東)
	大分県	大分
	宮崎県	宮崎・都城
沖縄国税事務所	鹿児島県	鹿児島・加治木
	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇) 沖縄

令和3年1月から  
Webで完結

# 振替依頼書が オンラインで 提出できます!!

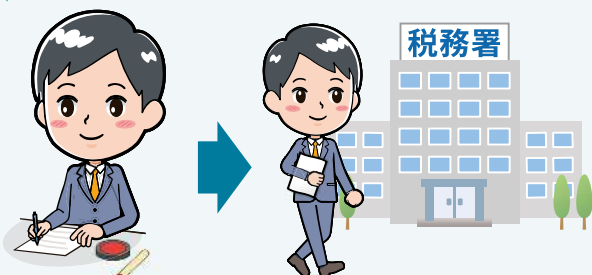


↑詳しくは  
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

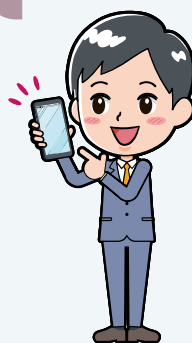
書面では



書類に必要事項を記入し、  
金融機関届出印を押印

金融機関又は税務署に  
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に  
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

## 利用可能税目

### ◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

### ◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは  
こちら

## ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。  
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ <https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

# 申し込み手順

- ① 事前準備
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
  - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
  - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

## 申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	（全角カナ）
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	（半角）
申請内容	<input type="checkbox"/> 口座振替	
税目	申告所得税及復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	<input type="text"/> 選択してください
	税務署	<input type="text"/> 選択してください
所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。		
電話番号（必須）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	（半角数字）
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> （半角数字）
	住所	<input type="text"/> （半角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （半角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	（半角数字）

[ページの先頭へ](#)

**次へ**

## ② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認くださいの上、入力してください。



## ③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

## ④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

## ⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

## ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



## e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax

検索

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます